

平成23年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成23年3月23日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成23年3月23日 午前9時30分開議

日程第1 行政報告

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 行政報告

日程第2 一般質問

出席議員(17名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	8番 広田 清晴君
9番 安本 貞敏君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員(2名)

3番 神岡 光人君	7番 今元 直寛君
-----------	-----------

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 木元 真琴君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	中野 守雄君	産業建設部長 .....	嶋元 則昭君
健康福祉部長 .....	田村 敏範君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	山本 定雪君	大島総合支所長 .....	川元 文雄君
東和総合支所長 .....	菊本 雅喜君	橘総合支所長 .....	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長 .....			北杉 憲昌君
教育次長 .....	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	西本 芳隆君	財政課長 .....	奈良元正昭君
契約監理課長 .....	上元 勝見君	商工観光課長 .....	吉村 昭夫君

午前9時33分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。開議の冒頭でございますが、このたびの東日本大震災では、想像を絶する壊滅的な被害がもたされ、多くの尊い生命が失われました。痛恨の極みであります。

ここに犠牲となられた方々と、その御遺族に対しまして、衷心より哀悼の意を表します。

また、負傷された方々を初め、被害に遭われ避難生活を余儀なくされている被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

これより、犠牲者の方々の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと存じます。

事務局長（木元 真琴君） 一同、御起立を願います。黙祷。

黙祷直れ、御着席ください。

議長（荒川 政義君） 御協力ありがとうございました。

一日も早い復旧・復興をひたすら願うところであります。

それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．行政報告

議長（荒川 政義君） 日程第1、行政報告に入ります。

町長より行政報告を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 改めまして、どなたもおはようございます。東日本大震災におきます、周防大島町の対応につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

3月の11日、午後2時46分、東北地方の太平洋沖で発生いたしました地震は、マグニチュード9.0という世界的にもまれな巨大エネルギーの大地震でありまして、同時に発生いたしました大津波は、地域の防災計画の想定をはるかに超えた高さで東日本を襲い、目を覆うばかりの惨状が各地で起こってしまいました。

報道によりますと、22日現在、お亡くなりになられた方は9,000人以上で、行方不明者を合わせますと2万2,000人を超える方々でございます。被災建物も約13万戸、避難されている住民も16都県で27万人に上るといふ、まことに悲惨な状況が現実のものとなってきております。

また、岩手県の大槌町長を初めとして、多数の自治体職員が犠牲者になるなど、住民に直接支援を行う行政機能が失われている地域も多く、原子力発電の事故についても依然として憂慮すべき事態が続いております。

ここに、大震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を心よりお祈りいたしますとともに、被災された地域の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

ここで、今回の大震災を受けての周防大島町の対応について、御報告をさせていただきます。

まず、急を要する救援物資の支援についてであります。東南海・南海地震防災対策推進地域に県内で唯一指定されております本町は、年次的に防災備蓄食料、防災用品を整備してまいりました。このたび、3月18日、備蓄食料4,000食と水、毛布、簡易トイレ、簡易間仕切り等、トラック3台分700万円相当の物資を岩国海上自衛隊の飛行機によりまして、被災地に送らせていただきました。

加えまして、柳井広域水道企業団が備蓄をいたしております、飲料水でありますペットボトル入りの飲料水3,000本を同じ飛行機で現地に送らせていただきました。

翌日、岩国海上自衛隊より本町の救援物資は、宮城県牡鹿半島南の網地島、離島なんです、網地島に届けられたとの連絡がありました。網地島などの離島は、今回一番救援がおくれると言われていただけに、人口500人の網地島の島民の皆様にとりまして、本町の救援物資が幾らかでもお役に立てることを願っております。

このほか、緊急用浄水器、調理がま、発電機、投光機等の機材については、現在、自衛隊よりの要請待ちとなっております。

次に、町内におきます救援物資の受け付けであります。19日より町福祉課と町社会福祉協議会において、3月末まで総合支所や地域福祉活動支援センターにおきまして受付を開始いたしました。19日からの4日間で、150名の町民から米や毛布、ストーブ、日用品等が届けられま

した。昨日には、第1便として集積地であります県の消防学校へ搬入をいたしました。今後とも、皆様の善意をお願いしたいと思っております。

次に、義援金の受け付けであります。14日には、町内公共施設28カ所に義援金受付箱を設置いたしました。また、15日より町自治会連合会との連名で町民に義援金のお願いをしているところであります。救援物資と同様、町民の皆様の温かい御支援、御協力をお願いいたします。

このような、町民の御支援と歩調をあわせ、町といたしましても甚大な被害を被った地域の復興支援のために、少しでもお役に立ちたいという思いから、明日の本会議におきまして義援金500万円の補正予算を提案いたしたいと考えております。何とぞ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今の町からの補正予算につきましては、明日また提案理由の説明の中で詳しく申し上げたいと思いますが、山口県の町村会で、これは各町の判断ではございますが、和木町、上関町、周防大島町、田布施町、平生町、阿武町、すべての町で義援金の補正予算を組み、既に議決をされた町もありますが、送ろうという形になっております。そして送り先につきましては、岩手県、宮城県、福島県の町村会ということにいたしております。

次に、住宅についてでございますが、家を失った多くの方々を受け入れるための住宅として、町営住宅16戸を6カ月間無償で提供する旨、県に報告をいたしております。県のほうで調整をお願いしておるところでございます。

次に、職員の派遣についてであります。県よりの要請を受けまして、下水道技術者と保健師の派遣を予定いたしております。派遣地の詳細については、ただいま県のほうで調整をいたしまして、連絡を待っているところでございます。

さらに、きょう入った情報でございますが、山口県医師会より医療班のチームメンバーとして看護師の派遣依頼がありまして、災害支援ナース登録者の本町所属の職員1名を推薦されておりますので、派遣をしたいというふうに考えておるところでございます。

また、このたびの津波大災害を受けまして、津波のシミュレーション図というものをつくりまして、2階の総務課の前の庁議室がございまして、庁議室壁が大きいんですね。そこしか張るところがないので、庁議室の壁に提示しております。ぜひともまた休憩時間中でも見ていただきたいんですが、実は非常にまだ雑駁なものではございますが、標高10メートルの範囲でラインを引きまして、その中に戸数というのはなかなか数えにくいので、世帯数だけでやっておりますが、その世帯数が全世帯1万297世帯のうち7,896世帯、率にいたしますと76.7%が、この標高10メートル以内に入るということでございます。この標高10メートルというのは、これが雑駁な話なんですけど、実は東南海・南海地震で示されておる予想ではないんですが、実は10メートルの大津波だったというふうなことが大変報道されておりますので、一応目安として

10メートルの標高以下に、どのぐらいの世帯数が入るのかということを想定して地図をつくっておりますので、ぜひともまたごらんいただきたいと思います。要するに、その島という特有な地形でありますし、また平地が非常に少ないというところがございます、もし10メートル以内が被災するとすれば、76.7%という80%に近いところが被災するという、大変な状況でございますが、そのことにつきまして、ぜひとも議員の皆さん方にも一度目を通していただけたらと思っておりますのでございます。

そして、今回の災害でも大変問題になりましたが、その避難ルートというのが非常に問題になると思います。津波のことにつきましては、これまで皆さんに認識が薄かったのではないかと思います。今回避難ルート図も作製をいたしております。とにかく、標高の高いところに避難するというのでございますので、非常に広域農道が有効に役立つのではないかと、防災的な道路になるのではないかとということが示されておりますので、またごらんいただきたいと思います。反対に、今度は防災的な要素を持った広域農道からのアクセスの道路が非常に有効になってくるということで、これから大きな示唆を与えていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後に、避難者の救援と被災地の1日も早い復興を願ひまして、町としてもできる限りの支援を行ってまいりますので、議員各位や町民の皆様の御理解と御協力のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げて報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で行政報告を終わります。

## 日程第2 . 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。

最初に、18番、布村和男議員。

議員（18番 布村 和男君） 先ほども被災者に対しての黙祷がありましたが、11日に発生しました東北地方の大津波による惨状をテレビで私見たわけですが、家や車や人間までもが流されていく。まさに息を飲むといいますが、声が出ない。そういうことは、こういうことなのかということを痛感いたしました。しかしながら、被災地では12日たった今、生き残った人々は復興に向けて懸命に歩み始めております。1日も早く、もとの活気ある町になることを心から願っております。

また、このことを東南海・南海地震に置き変えて、我々も危機管理態勢のさらなる強化、防災意識の高揚に努め、行政と地域が一体となった活動が必要であるというふうに強く感じました。

何か、一般質問するのも気が重い感じがいたしますが、これも職務でありますので、気を取り直しまして、通告をいたしました3項目について質問をさせていただきます。

まず、合併の総括・検証の必要性についてお尋ねをいたします。

全国で平成の大合併が行われました。その目的は、人口の減少、少子化、高齢化等の社会経済情勢の変化に対応し、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を強化、確立することでありました。市町村の合併の特例に関する法律により、合併特例債や地方交付税の合併算定替え等、財政支援のほか多くの特例を設け、国の指導により合併が推進されました。

そうした中、大島郡4町も平成16年10月に合併を行い、早6年半がたちました。これまで、町当局の行財政改革により財政基盤は相当強化され、福祉施策の充実、小中学校の耐震化、あるいは大島病院の新築等々、多くの成果を上げてきました。

また、合併を機に自分の町を真剣に考えるよい機会となり、自分たちにできることは自分たちでやろうという自立の意識も高まりました。一方で、合併時には役場が遠くなる、住民の声が届きにくくなる、地域の歴史や文化、伝統等が失われる、サービスの水準の低下、負担が重くなる等、多くの不安もありました。合併時の人口が約2万3,000人であったものが、現在は1万9,000人台になっており、国勢調査速報によりますと減少率が10.8%で県内一と発表されております。少子高齢化がますます進む中で、本町の将来が非常に不安視されます。

そこで、合併後の6年半を振りかえり、本町と町民にとって合併がどのようなものであったのか。財政資質でどのような効果があったのか。住民サービスは向上したのか等、その効果と影響を総括的に検証し、今後の展開に活かす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、斎場の駐車場増設についてお尋ねをいたします。

大島斎場の利用が年々増加しております。この3月末に久賀火葬場の休止が決定されておりますが、ますます利用がふえるものと思われます。現在の駐車場を見ますと、普通車20台、バス3台分が確保されております。しかしながら、最近の葬儀に出席しますと駐車場がすぐ満車になります。多くの車が大規模農道の路肩に駐車しているというのが現状でございます。新年度予算におきまして、1日に2回の葬儀ができるよう和室の増設が計画されております。そうなりますと、ますます駐車場が必要になるというふうに思います。今まで事故がなかったからいいようなものの、もし事故でも発生すれば、その責任は、との危惧をいつも抱いておりました。

また、橘斎場においても、現在の駐車スペースを数えてみますと、普通車で約30台ぐらい確保されておりますが、多分、葬儀場の整備をされれば、現在の駐車スペースに増築されるのではないかというふうに思いますが、そうなりますと17台分ぐらいしか残らない計算になります。葬儀場が整備されれば、葬儀利用と会葬者が大幅にふえるものと予測され、今のままでは到底対応できるものではないというふうに思います。両斎場とも、葬儀場整備計画にあわせて駐車場の増設

はできないものかお尋ねをいたします。

次に、国体関係についてお尋ねをいたします。いよいよ山口国体が10月1日より開催されます。周防大島町も町陸上競技場において、アーチェリー競技が10月7日から3日間、全国の精鋭選手が集まり、熱い熱い戦いが始まります。国体推進室では、着々と準備を進めていることと思います。

そこで、進捗状況についてお尋ねをいたします。国体推進室等の組織はどのようになっているのでしょうか。また、参加者数、あるいは宿泊、それらの受け入れ体制はどのようになっているのでしょうか。ボランティアの募集を行っているというふうに聞いておりますが、その状況はいかがでしょうか。

次に、本町には周防大島高校のアーチェリー部がありますが、また優秀な先輩も多く輩出しております。ぜひ、地元の選手に出ていただきたいというふうに思いますが、どのような状況であるのでしょうか。

また、半世紀に一度の山口県での開催であります。ぜひ、町内の小中学生に生の競技を見せて、思い出づくりをしてやりたいというふうに思いますが、その計画はいかがでしょうか。

最後に、競技に支障のない範囲での町民と一緒に楽しめる大会としての付属したイベントの考えはあるのでしょうか。

以上、3項目についてお尋ねをいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 布村議員さんの合併の総括・検証の必要性についての御質問ですが、お答えしたいと思います。

合併は、将来にわたり、行政サービスを持続的・安定的に提供できる組織体制を整えるための行財政運営の効率化と基盤強化を目的として行ったものでありますが、布村議員の御指摘のとおり今後において、これを総括し検証することは大変重要なことであると考えております。

しかしながら、合併効果があらわれるまでには、ある程度の期間が必要とも言われておるところでございます。合併に対する特例措置を考慮すれば、10年ないし15年後が評価すべき時期ではないかと考えられますが、相当の時期には改めて詳細な総括や検証を進めることといたしまして、このたびは合併から6年半を経過した時点となりました。この状況での効果について申し上げたいと存じます。

まずは、行財政基盤の強化についてでございますが、合併以来、組織機構の見直し、職員の意識改革や合併による行政の効率化・スリム化と、これに伴う人件費の削減、また指定管理者制度、行政評価システムの導入等による事務事業の見直しなどに取り組み、財政健全化を柱に行財政基盤の強化に努めてまいりました。

例えば、人件費の削減について申し上げますと、定員適正化計画の実施によりまして合併時381名でございました職員が、平成23年3月現在で80人減の301人となりました。さらにはまた、この3月末で約20名ぐらいの削減が行われると思いますが、これに伴い人件費は、これは3月末現在でございますが、人件費は合併時30億4,500万円から、3月現在23億500万円となりまして、7億4,000万円の減と大幅な削減がされておるところでございます。

次に、合併時の懸念事項とされていた行政サービスに対する適切な対応についてでございます。合併により住民サービスの低下を来すことのないように、重要な案件を除いた窓口業務につきましては、4総合支所及び各出張所におきましては、合併前と同様の住民サービスが提供できるよう努めてまいりました。

なお、各総合支所・出張所には、できるだけ地域の状況がわかる職員を配置して、迅速な対応ができるよう配慮しているところでございます。

次に、合併時の課題への対応についてでございますが、合併以前に旧町が抱えておりました、ぜひとも早急に解消しなければならない解消すべき課題、難題というものがたくさんございました。そしてまた、さらに合併後に周防大島町として積極的に取り組むべき課題もたくさんあったわけでございます。このようなことございましたが、その脆弱な財政力の中で、合併当初には住民の皆様方に大変な御無理をお願いするということもございましたが、合併補助金や合併特例債、また普通交付税の算定替えなどの特例措置を活用いたしまして、防災行政無線の整備を初め、リサイクルセンター、最終処分場の整備、大島斎場や東和庁舎、そして大島病院の建設など、合併時の懸念であった主要事業はひとまず完了いたしております。それと、先ほど申し上げましたもろもろの課題、難題。これは、ソフト的な部分もありましたが、それらにつきましてもようやく旧町から引き継いだものにつきましては、ほぼめどがつくという状況まで来たのではないかと考えておるところでございます。

また、合併当時から懸念されておりました学校の耐震化、そして地上デジタル放送移行に伴う難視聴区域の解消につきましても耐震補強工事や校舎等の改築、または光ファイバーによるケーブルテレビ網の整備事業などによりまして、その課題の解決に取り組んでいるところであります。

しかしながら、全国の自治体が抱える共通の問題ではありますが、大きな問題として人口減少、少子高齢化が進行していることは憂慮すべきことであり、特に、この周防大島町が顕著な数字であらわれておるところでございまして、こうしたハード事業に加えまして、町のにぎわいを創出して人の交流、物の動きを多くすることがこの歯どめの一策と考えておるところでございます。

このため、交流人口100万人を目指し、体験型修学旅行、スポーツ合宿の誘致を初めとする体験型観光を積極的に展開してまいりたいと考えておるところでございます。



また、12歳以下の子供の医療費や福祉医療費の無料化、妊婦健診の公費負担の拡大、保育料の軽減などの施策を展開しながら、Uターン、Jターン、Iターンの推進にも力を入れ、人口定住を促進してまいりたいと思っておりますが、まだまだ努力不足のところもあると反省をしております。

私は、常々、財政の健全化は「住民サービスをいかに安定的に維持向上させていくか」という、その目的のための手段であるというふうに申しております。合併し、財政基盤を強化することで、多様な住民ニーズに的確に対応でき、将来に向けた行政基盤が確立できると考えております。効率化により生み出される財源を活用し、住民の皆様が本当に必要としている事業に取り組んでいくことによりまして「だれもが幸せに暮らせるまちづくり」ができると考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆様が合併してよかったと実感していただけるよう、今後とも全力で傾注してまいりますので、議員の皆様も御協力を、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

次に、大島斎場・橘斎場駐車場の増設についての御質問でございますが、大島斎場の葬儀利用者数は年々増加をいたしております。これは、いいことか悪いことかと言えば、ちょっと残念なところもあるんですが、いずれにいたしましても利用者数は増加をいたしております。議員さん御指摘のとおり葬儀参列者が多い場合には路上への駐車が多く見受けらるようになってまいりました。平成23年度予算案におきまして、大島斎場増改築等の設計予算及び橘斎場葬儀場建設の設計予算を計上させていただいております。現在、大島斎場の駐車場につきましては、施設の両側にありまして、小型車31台、マイクロバス3台の駐車が可能となっておりますが、今後、葬儀利用状況によっては不足が懸念されるところであります。

また、橘斎場の駐車場につきましては、敷地内に約35台分を確保しておりますが、葬儀場建設後におきましては、葬儀場建設場所を除いた部分の敷地と、さらに旧火葬場の跡地がございますが、ここを利用するようなことも考えておりますが、これを両方利用した場合には、小型車で65台程度確保できるというふうに思っております。

新年度の早い時期に議員の皆さん方を含めた協議の場をまず設けていきたいと思っております。その場におきましても、葬儀場の管理・運営の方法とか、または駐車場の確保も含めまして、大島斎場の増改築及び橘斎場の葬儀場建設の全体事業計画について協議をさせていただきたいと考えております。議員の皆さん方にも、この協議に参加をいただきたいというのは、葬儀の形態とか、または葬儀場の利用とか、または時間帯とか、そのようなことにつきまして議員の皆さん方も、たくさんの御意見をいただいておりますし、また葬儀を実施いたしますお寺さんの関係者の方からも、いろいろな意見をいただいておりますので、議員の皆さん方も、町民からの意見をぜ

ひとも協議の場で御意見として協議をしていただきまして、そしてさらに利用しやすいものにしていけたらと思っておるところでございますので、できれば協議の場で具体的なことにつきましては御協議をお願いしたいと思っておるところでございます。

国体関連につきましては、教育長のほうからお願いしております。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 布村議員さんの、山口国体周防大島町アーチェリー競技会場の準備等の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

おいでませ！山口国体の準備状況につきましては、一昨年5月に町実行委員会を設立し、国体開催に向け準備を進め、アーチェリー競技及びデモンストレーションとしてのスポーツ行事でありますハング・パラグライディング競技の選手、関係者等が競技に専念できる環境を整備すると同時に、周防大島町の豊かな自然や文化を全国に情報発信し、この国体が町長の施政方針でも掲げております「にぎわいの創出」の起爆剤となるよう準備を進めております。

その現況につきましてお答えいたします。

まず、国体の準備体制につきましては、国体推進室を教育委員会に置き、室長を社会教育課長が兼務し、班長ほか職員2名に加え、臨時職員1名を含む5名を配置して準備を進めております。

また、実行委員会につきましては、各競技団体、関係行政機関及び関係団体の代表者等36名で組織され、国体運営についての方針、具体的な計画の審議決定をいただいております。

大会参加者につきましては、280名の方が選手・監督として参加し、競技役員、審判員、競技補助員等、約340名の皆さんに大会運営をお願いすることとしております。

また、山口国体の宿泊者の受け入れにつきましては、県実行委員会と本町の合同により宿の割り当てを行い、大会参加者の宿泊施設の客室確保に努めてまいりました。その結果、仮配宿ではありますが、既に町内のホテル、旅館等の客室確保が完了した旨の報告を県実行委員会からいただいております。

次に、ボランティア募集についての現時点での状況を申し上げますと、大会の運営業務等に関する一般公募に対しましては、17名の方に御応募いただいております。加えて、町体育指導委員さんや周防大島高校の生徒さんを含め、51名の方に御協力をいただける状況となっております。

なお、国体のボランティアにつきましては、大会当日の運営業務に限らず、花いっぱい運動やクリーンアップ事業等への参加等を含めたさまざまな形で国体に御参加いただくことを念頭に置き、それぞれの分野で御協力をお願いしており、既に多くの皆さんの御協力をいただいております。今後も、積極的な参加をお願いしてまいりたいと考えております。

地元出身の出場選手についての御質問であります。現在、周防大島高校のアーチェリー部に

所属しております生徒のうち、男子1名、女子1名の選手が国体強化選手に指定されており、国体出場を有望視されております。今後開催されます選考会におきまして代表が決定されることとなりますが、現在、国体出場を目指し練習に励んでおり、大変期待し応援しているところであります。

また、つぎに周防大島町の将来を担う町内の小中学校の児童生徒の皆さんには、本町で開催される国体はぜひ観戦していただきたいと考えております。

詳細につきましては現在検討中ではありますが、本町を訪れる全国のトップアスリートの競技を実感すると同時に、精いっぱい応援をしていただきたいと考えております。町民の皆さんと一緒に楽しめる大会となる、附属したイベントにつきましては、大会前イベントといたしまして、オリンピックでの聖火に当たる炬火イベントを計画しております。大島庁舎前の多目的広場において、町民の手による火起こしで採火し、周防大島町陸上競技場までトーチによる炬火リレーを実施したいと考えております。

また、大会当日には、会場において一般観客の皆さんを対象にしたアーチェリー体験コーナーの設置を計画しております。競技団体に御指導いただき、アーチェリー競技を身近に感じ、楽しんでいただくことでアーチェリーの普及を図りたいと考えております。

いよいよ本番を迎えます山口国体の受け入れには万全を期すとともに、全国から訪れる多くの方々に対して、おもてなしの心や花いっぱい、クリーンアップの精神でお迎えしたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。合併の検証につきましては、私は周防大島町の合併は大成功であったというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時09分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。布村議員。

議員（18番 布村 和男君） 改めて申し上げますが、私個人とすれば、この合併は大成功であったというふうに思っております。町長さんを初め、皆さん頑張って今まで築き上げてきたわけですが、しかし決して合併がいいことばかりではなかったということも事実だろうというふうに思っております。で、もう1つは、私も行政におったわけですが、行政側から見る評価と町民のほうから見る評価というものもあると思うんです。それは、やっぱり両方の評価というものが必要だというふうに思っております。先ほど、町長さんがお話になられたのも、当然行政側からの

評価ということになるかというふうに思いますので、2月ぐらいの新聞を見ますと、片山総務大臣も、やはり地方の責任において評価を早くしなさいというふうに、新聞にも発表しておりますが、愛媛県あたりでは既に評価を済ませて、それがインターネットにばっと出ております。ですから、10年や15年と言わずにできるだけ早い時期に町民の声をよく聞きながら、また有識者等も加えて幅広い視点での検証が必要というふうに私は思っておりますが、そういう組織をつくった中で検証していただきたいというふうに思っておりますが、町長さんいかがでしょうか。議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 合併の総括・検証の中で、当然長期的にやる部分と中期的にやる部分とは、当然あるとは思っております。そのことにつきまして、その町民から見た評価というのが必要だということについても、大変大事な要素だと思っております。他の市町におきましては、既にそういうふうな評価がなされておるといっても、私たちも認識をいたしております。どのような形で、評価をする評価会なり、または町民の声を、皆さん方の声をお聞きする形をつくるのかということにつきましても、十分検討し中間的な評価、中期的な評価といえますか、そのようなこともやってみたいというふうに思っております。また、これは町民の皆さんの声、さらには議会、または私たちの行政側というようなことが、多方面からいろいろな角度で検証することが大事だと思っておりますので、そういうふうな組織等につきましても検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。斎場の駐車場の件であります。橘斎場については60台以上が確保できるということで安心をいたしました。大島斎場についても今から協議をされるということですので、2つの葬儀を同時にはやらないとは思いますが、時間をずらしてやるんだろうと思いますけど、やはり重なる時間が何分かあると思います。そうすると、必ず今の台数では足りない、大幅に足りないということになりますので、協議をする中で、ぜひ駐車場というものは、これは町の責任においてやはりつくるものだというふうに私は思っております。あそこを見ますと、ちょうど四差路になって近くにもみかん畑等もあるようですので、ぜひ駐車場の増設をお願いしたいというふうに思います。

国体関係につきましては、元上司でありました平田教育長さんに丁寧な御答弁をいただきまして、大変恐縮をいたしております。ありがとうございます。参加者が280名ということで、役員等入れると340名と。それだけでなしに応援者とかたくさんの方が来ますので、この宿泊問題というものは大変重要になってこようかと思っておりますので、県と協議しながらしっかりと対策を練っていただきたいというふうに思っております。

地元の選手が2名の候補があるということですので、ぜひこれが国体に出ていただきたいとい

うふうに思っております。

また、町内の小中学生の競技も、そういう機会をつくるということでもあります。ありがたいなというふうに思いますが、前回の国体のとき、私がちょうど高校2年生のときでした。そのときの一番の思い出が、私は野球をやっておりましたので、下関商業の池永投手を要して、甲子園では準優勝でしたけど国体では優勝しました。そういう思い出が、非常に心に残っておりますので、やはり児童生徒に生のプレーを見せると一生心の中に残るんだらうというふうに思っております。ありがたいなと思います。

次に、町民と一緒に楽しめる大会ということで、いろんなことをお考えになっておるので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。アーチェリー体験コーナーもあるということで、私はもう一つは商工会や観光協会と、要するに教育委員会サイドのほうは競技のほうで一生懸命ですので、なかなかそういったところまでいかないと思います。ですから、もう一つは、あそこの競技場の広場のほうで商工会や観光協会とのタイアップの中で、何かみんなが集うものができたらいいかなというふうな思いで質問させていただきましたが、次長さんいかがでしょうか。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 観光協会あるいは商工会との連携というお話でございます。先ほど、教育長の答弁の中に、実行委員会という御説明をいたしました。この実行委員会の中に観光協会会長、あるいは商工会の会長等々、役職を有している方がメンバーに入っておりますので、そのあたりでまた検討を進めていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 布村議員。

議員（18番 布村 和男君） ありがとうございます。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、布村議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） 11番、中村、質問させていただきます。

公立保育所の民営化についてでございます。周防大島町も、人口が減り続けております。その中で、5歳未満の児童は、平成22年10月現在約450名、5年先には半数になるのではないかと予想されますが、これだけ人口が子供さんの生まれる方が少なくなるというのは、非常に驚いております。やはり、児童が減っていく中、公立保育所が3園ありますが、運営が難しくなるんじゃないかというふうに思っております。行く行く町として、公立保育所をどうするか、町としても財政難の折、民営化することも一つの手段かと思っております。民営化にしますと、メリ

ット、デメリット、いろいろと考えられますが、保育所の運営費の八、九割は人件費、公立の保育士は公務員のため、年齢、経験が上がれば給料も上がっていきます。最も、どこの民間企業でも年齢や経験が上がれば給料は上がります。しかし、私立保育所はそうではないのです。その保育所の規模、子供の人数に応じて運営費が出されるので、定員数に達しないと職員数も少なく、低い給料で働かざるを得ません。それが現状です。公立保育所は、子供の人数が定員に届かなくても公務員なので給料には全く関係しないのです。民営化には、認可保育所と無認可保育所とがありますが、周防大島町の私立保育所はほとんどが認可されております。民営化保育所としてのメリットは、1番目に特別保育の実施、これは早朝保育、乳児保育、延長保育、休日保育を初めとしたサービスの向上や独自サービスとしても送迎、独自行事などが期待できます。それから、町の運営費の負担軽減が期待できるのではないかと思います。デメリットとしては、制服、教材費の購入など、保護者の保育料以外の負担が少々増加する可能性があるなどです。三、四年先には、民営化、または統合など、真剣に勉強し考え、行政、議員の方々も町民と話し合っばつばつ進めていってはいかがでしょうか。町長さんのお考えをお聞かせください。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの、公立保育所民営化についての御質問でございますが、公立保育所の管理運営方法につきましては、厳しい財政状況のもとで、平成18年度から行政改革プランの一環といたしまして指定管理者制度の導入、施設の使用賃貸、休止、廃止等の検討をしてきたところでございます。第一番には、和佐保育所でございますが、和佐保育所につきましては御承知のとおり、入所児童が著しく減少した上に、新たな入所児童が見込めないため、平成19年3月31日をもちまして廃止をいたしました。現有の3保育所のうち、日良居保育所及び久美保育所につきましては、指定管理者制度の導入を検討いたしておるところでございます。

指定管理者制度を導入することによりまして、公立保育所に民間活力を導入し、保育所管理運営に係る経費を削減するとともに、基本的な保育に加えまして、民間保育所で取り組まれております延長保育を初めとする、今議員さんからお話がありましたような多様な保育ニーズに柔軟に対応することが期待されるところでございます。

日良居保育所につきましては、行政報告で報告させていただいたとおり、平成24年4月をめぐりに指定管理者制度の導入に向けて検討をしているところでございます。久美保育所につきましても、順次、指定管理者制度の導入について検討を行い、公設民営施設としての利点を最大限に活用し、子育て支援のための条件整備等に努めてまいり所存でございます。

なお、蒲野保育所につきましては、今後の入所児童の状況等を勘案し検討していきたいと存じておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

基本的な話でございますが、今議員さんおっしゃられたように、確かに公立保育所と民間保育所の運営の中身につきまして検証いたしますと、非常に大きな差がございます。それは、民間保育所では当然赤字運営はできないわけでございますが、公立保育所の場合、一般会計という会計全体の中身の中でやっておるものでございますから、当然、余りその赤字とか黒字とかというのは表に出にくいというような会計方法になっております。しかしながら、公立保育所だけがそのような非効率な運営方法でいいわけでは全くございませんので、当然ながら民間保育所と同等のような効率的な運営をすべきだというふうに思って、できればそのような形をとればというふうに思っておるところでございます。そのときに、その保育の質が低下しないということが、一番大事なことでございまして、しかしながら今考えておりますのは、公立保育所が私立保育所よりも格段のレベルの高い保育をしているというふうには、全く思えないわけございまして、ただ財政問題的に効率が悪いということではないかと思っておるところでございますので、ぜひともそこを解消し、そしてそこでできた財源をもって全町民の補佐支援に向けたいというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） 日良居保育所が、平成24年度に指定管理者施設保育というのに向かっているという、この間もお聞きいたしましたけれども、私立保育所で定員足らずの保育所が今何施設もあるかと思えます。そういう施設を、やはり利用いたしまして指定管理施設もよろしいけれども、そういうところへ車なり、いろいろなもので運んでいただいて、そしてそれは私立保育所の方が、そういうことをもう少し考えていただき、またお願いして、そういう方たちの、今、公立保育所に通っておられる方を、やはりお母さんたちが勤めていらっしゃる看護師さん、それから美容師さん、それから介護施設などにお母さんが非常に働いておられる方が多いものでございますので、そういう方たちの便のいいようなところに、やはり預けたいという希望が非常に多いのでございます。そういう、私も相談を受けたりしておりますんですけども、なかなか今現在公立に通っていらっしゃるのだから、せっかくだからそこに行かせてくださいというふうに、私立保育所も遠慮されて返事をなさっているようでございますけれども、そういうところを大いに利用して園児さんをお願いしたらいかがかなというふうに思ったりしているんですが、いかがでございましょうか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 議員さんの御指摘は、私たちが今検討しているところより、まだもう一歩先を行こうというお考えのようでございます。私たちは、今、公立の部分をしてできれば直接民営化ではなくて、公立のままで効率的な運営ができないかということを探しているわけでございますが、今、議員さんの御質問は、さらにそれを進めて完全な民営にしてはどうでしょうかとい

う御質問だと思います。このことにつきましては、今現在、保育所への入所につきましては、非常に自由度が高まっております、どこの保育所でも希望するところに定員さえ空きがあれば行けるということになっておりますが、しかしながら中には公立のほうがいいんだというふうな、そういうふうな、どういいますかね、根拠的に私たち余り明確ではないと思いますが、そういう考えを持っておられる保護者の方もたくさんおられるようでございます。それで、今現在、日良居保育所につきましても、民営化するのではなくて公立のままで運営方法を民間の指定管理にしようということで、いろいろ保護者の方々とも協議をいたしておりますが、その段階でも非常になかなか御理解が得にくい状況は今起こっております。しかしながら、私たちは粘り強く民間が運営する指定管理者制度について十分理解いただいて、そしてそのほうが効率的にいいんだということを、今PRしておるところでございます。中村議員さんの、今の御指摘のような公立を、例えば廃止、休止して、それをそこにおられる保育園児さんを私立のところへ振り向けてはどうだろうかということでございますが、一足飛びにそこまではちょっとできておりませんが、今の現段階では運営について指定管理を導入したら、そのほうがより効率的になり、そして効率化で生まれた財源を全入所園児に向けて活用できれば、私立の保育園にもそういう財政的な支援ができるのではないかといいことを目標にしておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） やはり、順を追ってそういう施設ということにもなるかと思えますけれども、これもその施設の質にあるのじゃないかと思っております。やはり、保育士さんの質の低下というのにも今つながって、私もそういうこともちょっといろいろ聞いたり考えたりしておるわけでございますけれども、だんだんと子供さんの出生率が少なく、やはり住民の方も年をとっていかれるということで、子供さんが少なくなるということも、非常に残念なことなのですが、そういうことも先々見られるんじゃないかというふうに思って懸念しております。

以上で終わります。ありがとうございました。また考えてみます。

.....  
議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。40分まで。

午前10時29分休憩

.....  
午前10時40分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は、今回通告しております4件について、椎木町長及び執行部の皆さん方の意見を聞きたいというふうに思います。



まず、通告の中身に入る前に、私は午前中、朝一で議会運営委員会がありました、そのときに受けた、いわゆる怪文書の類2件ありましたが、これについては一切組みしない。この立場を明確にして質問に入りたいというふうに思います。

まず、1点。言いましたように、椎木町長自身が県議選挙における柳居県議の候補を推薦する。この文章が出回っております。御承知のように、1月5日以降、新聞、テレビの報道によると、柳居県議の政務調査費の不正支出。

2点目は、カレンダーの無料配布は公職選挙法の違反の部分である寄付行為に当たるのではないか。この疑い。

3点目は、領収書の二重計上など、大きな問題点が指摘されております。こういう中、全国市民オンブズマンの連絡会議でも、山口担当の弁護士が県警と山口地検に告発されたと。これが報道された中身です。これらの動きの中、多くの町民は柳居県議の行動に対し、政治不信に拍車をかける行為であり、政治に失望を与えた。こういう中で怒りをあらわにしております。その候補者に対して、椎木町長が今時点も柳居県議を推薦する。こういう扱いならば、町民は椎木町長に対しても不信の念を抱くようになる。これは客観的事実であろうかというふうに思います。そういう中で、少なくとも椎木町長は、町民の代表であり公人であります。また、公正公平・中立、これを守っていく立場にあります。少なくとも、公人視点に立てば、柳居県議の選挙における推薦撤回。これは、ぜひとも求めておきたい内容。これが1点目の内容です。

2点目。これは、入札における総合評価方式は、周防大島町の指名競争入札の点ではそぐわないし弊害が多い、このように提起しております。したがって、今、試行で行っている金額6,000万円以上について、いろいろ問題があるのだから試行の段階で総合評価方式に基づく入札はやめるよう提起をしたいというふうに思います。この点について、椎木町長の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

また、工事における分割発注。これを進めていくことは、不況の現状では必要不可欠、このように考えております。この点での、引き続き椎木町長の努力を求めるものであります。

さて、3点目は、周防大島町として公契約条例を設置するよう求めるとともに、その必要性の認識を問うものです。御承知のように、2006年、小泉内閣当時、安上がりの行政サービスとして、一方では合併をしている。財政においては、地方交付税の大幅なカット、そして市場テスト法案。これらが相次いで進められました。これに対して、当時としては公共工事や委託事業に対して従事する労働者の対価の公正配分を求める。また、労働条件が確保される方向として、この公契約条例を提起してきました。これらが大事な点というふうに考えておりますが、執行部の見解を求めるとともに、この模索の方向性を知らせていただきたい。このように考えます。

4点目は、人事及び機構にかかわるといふふうに考えられる面もあります。質問するのは、定

年を待たずに早期退職が非常に多いのではないかとこのように考えております。私は、常々役場の職員の労働の特質として、1つは仕事を通じて町民に奉仕すること。そして、もう1つの側面として、働く者としての権利の主張。この2つが、どちらが進んでしまってもよろしくない面が生まれる。これが、私は役場の職員の皆さん方の労働の特質性だというふうに考えております。最近では、労働運動や組合運動の経過、公務員に対する意味不明のバッシング、意図的バッシングと通じる部分があるというふうに考えます。そういう中で、労働意欲の喪失があるかもわかりません。しかし、椎木町長自身がいかに職員のやる気を引き出す。このことの重要性がかかっているというふうに私は考えております。その点での認識を問うとともに、早期退職の状況、合併後の状況、報告を求めたいというふうに考えます。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員の4点の質問につきましてお答えをしたいと思います。

第1点でございますが、柳居県議の推薦の件についてでございますが、周防大島町にとりまして多大な御貢献をいただいております柳居県議の推薦を取り消すつもりはございません。

第2番目でございますが、入札における総合評価方式をやめるようにというふうに求めるということでございますが、試行として実施をしております6,000万円以上を対象とする入札における総合評価は、周防大島町の指名競争入札にそぐわないし、そして弊害が多いと考える。試行で問題があれば、取りやめることも大事ではないかとの御指摘でございます。

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達に転換することを目指し、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が、平成17年4月に施行されております。

これを受けまして、当町でも県や近隣市町の状況を参考に要綱等制定をいたしました。

御質問の総合評価は周防大島町の入札にそぐわない、問題があれば取りやめることも大事ということでございますが、今回の実施は、議員みずから仰せのとおり試行で行っておるものでございまして、即取りやめるというようなことではなくて、周防大島町の入札にそぐわない等の問題が出てくれば、その問題をよく検証する必要がある、その結果、改正が必要であれば改正について検討していきたいと考えております。その後、どのように検討し改正しても、本町の入札にそぐわないという場合には取りやめるという選択肢もあり、それが試行であるというふうに考えておるところでございます。

次に、工事における分割発注の推進は大事な課題という御質問でございます。

分割発注については、現場の状況によって判断されるべきものと考えますが、現在においても客観的に見て必然性があれば分割発注を実施しております。恣意的に意図的に分割発注をするも

のではないということでございます。

次に、公契約条例の必要性についての認識と条例制定の立場で努力を求めるということですが、現在言われております公契約とは、公の機関を一方の当事者とする契約というふうに考えております。その内容としては、労働者の賃金や労働条件、地元業者の育成等々が適正に確保されていることと考えております。

さて、公契約については、入札制度の改正が主な柱と位置づけられており、価格だけを重視するとダンピングを招き、労働者への負担等が懸念される状況になります。こういったことを考えますと、入札における最低制限価格の設定、総合評価方式への移行といった入札制度の変更が求められます。当町におきましては、工事については最低制限価格の設定、試行ではありますが、総合評価方式での入札を実施いたしております。

御質問の委託契約につきましても、今後、周辺市町等の動向を見極めながら、現行法制度の適正な運用により対処し、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう引き続き一層の法令順守を図ってまいりたいと考えております。

4番目の御質問でございます。広田議員さんの合併後の早期退職職員の状況についての御質問でございますが、合併後の平成16年度以降本年3月末までの、まあ3月末はまだ来ておりませんが、3月末までの退職者は実に104名となります。定年や死亡退職、特別職異動等を除く早期退職者数は35名となっております。

これらの理由につきましては、個人の意思によるもので、一身上の都合としかわかりませんが、詳しい事情は確認をいたしておりませんが、若年者につきましては結婚による退職、または家庭の事情、または転職等によるものと思われる。

50歳以上の退職者につきましては、確かに御指摘のように20年度以降に定年を、1年から3年残して勇退する人が12名おります。多いという印象での御質問と思いますが、理由につきましては若年層と同様、一身上の都合としかわからず詳しい事情は確認いたしておりません。家庭の事情や勇退の意思によるものと思われるところでございます。

早期退職につきましては、当然まだ定年まであるんだからということで慰留はいたしますが、やはり個人の意思もございますので、その意思は尊重せざるを得ないというふうに考えているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 柳居県議に対する推薦、これを取りやめることはしないということとであります。その中身として、いわゆる周防大島町に対する貢献があるんだということと答弁されました。しかし、考えていただきたいのは、基本的には町長職というのは何なのかという点です。町長は、あくまで、先ほど申し上げましたように、公平公正、特定の政党に偏らない。こ

れが行政の、本来の行政トップの姿なんです。これを否定することは、何人もできないというふうに考えております。実際的に、椎木町長の公平公正・中立、この基本的考え方、この認識について何でそこまで、いわゆる推薦にこだわらなければいけないのか。これが、いわゆる貢献だけで終わるのかどうか。これが非常に問題があるところです。行政のトップがするというお墨付きを上げるということは、諸問題が起きたとしても放置する、告発騒ぎがあっても放置する。こういうことは許されない行為ではないかという認識。この認識があるのか、ないのか、まずお聞きします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 自治体の長が公平公正でなければならないということは、全くもってそのとおりでございます。ただ、政党に属しておるか、いないかということは、これはまた別の問題であろうと思っております。仮に、政党に属して、例えば政党から推薦いただいて立候補して当選された首長であっても、当然、公平公正で中立的な行政運営をするのは当然のことだと思っております。

今、柳居県議の推薦についてどうかということでございますが、告発という問題がございますが、告発の問題につきましては、当然、告発されたということにつきましては私も新聞報道で見させていただきました。告発というものは、今、告発すれば捜査して起訴されるのかどうかということになっておまして、まだその流れは全然私たちには見えておりません。そういう中で、私は今、大変御貢献をいただいていると申し上げましたが、そのような貢献をいただいている柳居先生の推薦を取り消すということは考えておりません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう1点聞いておきたいんですが、椎木町長が周防大島町民の半数近くから、いわゆる今回の推薦を取りやめないという行為によって、椎木町長自身に疑いの目が向けられることがあるかもわかりません。それはわかりませんよ、実際的に。普通人なら、いわゆる告発騒ぎがあつて、県議会も各会派が一致して要求して、いわゆる内容、きちっとしなさいということをやりました。そして、時間切れの感があるかもわかりませんが、県議会議長を通じて告発の内容、もう少し検討させてくれという流れもあったかもわかりません。しかし、実際的にはいろんなことが起こってくる。それは、こんだけ問題が起こっても、問題が起こるとするのは議員にとって公職選挙法違反で問われるということは、最大の汚点なんです。最大の汚点であるにもかかわらず、結局はこういう時期であっても椎木町長は、町民からどのように言われようと、すべて自分が引き受けて推薦を取りやめないという立場なら、私は今後の椎木町長の政治方向、誤った方向に行くと思うと言わざるを得ません。一体、何があるのか。これほど、いわゆる皆さん方が心配して、少なくとも見直していただきたい推薦。これは、椎木町長がどう思おう

と、半数近くは不満として椎木町長に伝わっていくはずですが、それでも、あなたは推薦をやめないということなのか、どうなのか。そしたら、そういう目で町民が見るでしょう。それでも、私は推薦をやめないという立場なんか、どうなのか。再度聞きます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 推薦をする問題と行政を公平公正・中立的に運営するかどうかということは、全く問題ないと思っております。要するに、私は推薦したからといって、この行政を執行していく上で公平公正・中立さが保てないとは全く思っておりません。そして、今、告発されたからというのは何度もお話がありましたが、告発されたことは刑が確定したということじゃ全くないわけございまして、告発され、そして捜査をされ、そして起訴される、そしてされるかわかりませんよ。そうした後に、当然、裁判がわかって、そして一審、二審ということになるんでしょうけども、そうしたところは、今現在自体は無罪の推定というふうに言われておるところでございまして、私は今の現在で推薦を取り消そうというつもりはございません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、告発騒ぎというのは非常に残念な状況だということは肝に銘じとかないかんわけですよ。肝に銘じとかないと、あらゆる混乱が起きます。はっきり言ってですね。あらゆる困難に拍車をかける行為が、今に至っても椎木町長が柳居県議の推薦の旗を降ろさない。そのことを通じての混乱が起きるといことは、私はあり得ると、客観的にあり得るといふふうに見ております。実際的に、どれだけ重たいものか。町長名で推薦する行為が、特定の候補者をやること自体が民主主義にとって、どれだけ、いわゆる外れたものなのか。古い選挙の中で、首長が、いわゆる推薦して出陣式に出向いて激励して、これは古い選挙戦なんです。少なくとも、民主主義から言えば、首長が激励に上がってやるようなやり方。これは、もう前近代的なやり方だと、本当に選挙というのは政策で、だれだれが推薦してやるという時代じゃないというふうに考えちよります。混乱が起きないように、実際、町長に対する混乱は、かなり私はひどい風が吹いてくるというふうに考えております。これは、民主主義の問題として起こってくるというふうに考えますので、ぜひとも、まだ遅くないです。あなた自身が、こんだけの問題があって、きちっと、いわゆる推薦を取り消すということ自体ができないということに対する、町民の怒りの矛先、これはあなたのほうに行きます。間違いなく。これは指摘しておきたいというふうに思います。実際的に、あなたが行政長として、いわゆる公平・中立・公正の立場で行政執行すると言われてましても、結局は特定の政党、特定の候補者を推薦すること自体が、実は民主主義の視点からとったら大きな問題があるという点は指摘しておきたいというふうに思います。

次の点に入ります。次に、入札における総合評価方式をやめるようにと。まあ、問題点がかなり出たらやめるんだという状況です。かなりの問題点、これが明らかになったらやめるんだとい

うことです。それが、最終的な考え方じゃないかというふうに思います。それで、実は問題点が今でも明らかになっちょる。これが、明日、いわゆる議題になる部分であります。実際的に、評価点を乗り越えて、実際的に入札に参加したら、失格になるという状況が起こります。いわゆる評価点が実際的に差がついた中で、例えば110点満点、110点と106.667。これが公募によって、いわゆる入札になるとしたら、110点を乗り越えようとするれば、いわゆる皆さん方の言う判断基準額未満のため不落札、こういうことが起こる。これが1点あります。いわゆる特定の業者しか入札に参加しても取れなくなってしまう。これがあります。これが大きな問題です。この点の部分として、皆さん方はどのように考えておるのかという点であります。逆に、評価点、一番、二番しか入札に参加すること自体が取れないんだから辞退する。そのことの繰り返しになる、格差が生まれるちゅうことになるんですよ。その点で、どういうふうに認識しておるのか、具体的に聞いておきたいと。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほども申し上げましたが、今回の執行しております総合評価方式は、今、議員が御指摘のようなことも当然あります。その中で、先ほど申し上げましたとおりなんですが、もう一度読んでみますと、より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達に転換することを目指した、この品確法ができたんだということで、この品確法に基づいた入札制度のその一つが総合評価方式だというふうに思っておるところでございます。当然、今おっしゃられるように、既に評価点がついておれば評価点でまず第一段階が絞られて、それについて次の価格が出るわけですから、価格が幾らといいますが、価格で入札しても、それは今度の評価点で低ければ落札をしないということは、当然起こるわけでございます。これを今言われるように否定するものであれば、価格競争に戻るといことになるわけでございます。要するに価格競争が余りにも激しくダンピング行われるなどの弊害があることによってこの品確法ができ、そしてその中から総合評価方式というのが生まれたというふうに思っておるところでございます。そして、今、議員のおっしゃられるように、周防大島町にはこれは余り適さないのではないかということが真意だろうとは思いますが、そのことについて私たちは今現在試行をしておるところでございます。その試行の結果、どの部分が、どのように改正すればいいのかという検討は今から行うわけでございます。それでも、どのようなところを、どのように改正していても、周防大島町には全く品確法に照らしたような総合評価方式は合わないんだということになれば、それは当然ここではなかなか実施はしにくいという入札方式になるんだろうと思いますが、今現在、初めてこれをやったわけございまして、この評価方式ではなかなか大島には合わないなというのを即座に結論を出すというのは、時期早尚ではないかというふうに思うところでございます。もう少し検討させていただきたいと思いま

す。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう少し検討をとということでもあります。（「今から」と呼ぶ者あり）今から検討。まあ、今からもう少し検討させてくれというのが、椎木町長の考え方です。しかし、実際的に今回の総合評価方式の中身を見てみますと、周防大島町の場合が特別簡易方式ですか。特別簡易方式の範疇で、ならば、いわゆる山口県の方向と取り入れている基準と、いわゆる周防大島町が取り入れている基準が、実際的にはかなり差がある、中身としてね、評価する。中身が違うんだと、評価の違う部分が結構あるんだという認識は持っておられますか。具体的にですね。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 項目の認識ということですが、先ほど町長申しましたように、この県の資料、県とか近隣市町のそういった要綱等参考にしながらつくってまいりました。県の要綱がすぐこの町に合うか、合わないかということになりますと、いろいろ問題があります。ですから、この近隣の町を参考にしながら、それは制定をしております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、皆さん方がつくった各項目、具体的に見てみますと、実際的にほとんどの業者が持っていない、いわゆる数値。実際的に、そこで点が開く。これが1点、かなり大きな点数として開きます。それと合わせて、実際的な、いわゆる離れる部分として大きなのが、配置技術者部分と実際的な地理的条件。これらが、実際的にはかなり大きな部分があります。明日、配付されるであろう決定部分で議論したいと思いますが、実際的に見て、例えばISO認証の取得状況。これらについても、実際的にはかなり差がある部分であります。この点で、県のほうは簡易の部分については、ISO値、これをいわゆる導入していないという状況がありますが、その点では御存じでしょうか。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） ISOの関係ですが、県は導入はしておりますが、県が行う特別簡易型には、それは項目として取り入れていないということです。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に見てみますと、県と町の違う部分、県が実際的なこの基準をつくった部分と、今、IOS値で言いましたけど、その他の部分。いわゆる、県が導入して同じ簡易型です。それで、町が導入していない部分。それについても当然あるというふうに認識しておりますが、どの部分ですか。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 県の項目につきましては、県は何十項目という形で、この項目を設けております。それで、それは各地域ごと、土木事務所等ございますが、その事務所、工事の内容によって、その項目の内容を変えております。今、どの部分ですかと言われても、まあ、県は。

議員（８番 広田 清晴君） 特別簡易型だけでいいです。

契約監理課長（上元 勝見君） 特別簡易型。県の特別簡易型と、うちの特別簡易型を比べますと、先ほど議員さんがおっしゃいましたISOが入っているか、入っていないかということだろうと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 実際的に、労働安全衛生委員会にかかわる部分。これは入っちゃう場合と入っていない場合があるんじゃないんですか。いわゆる、町には取り入れていなくて、県の特別簡易型には、その部分はあるんじゃないですか。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 先ほども申し上げました、県の特別簡易型ではISO関係は取り入れておりません。町は取り入れております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 次に、いつも問題になって、集中するのが実際的には次の部分です。いわゆる、工事成績の評価点。これが、いつも実際的には、調査項目、業者からしたら調査項目に入ります。例えば、これは県の段階でもいつも問題になるんですが、いわゆる何を基準に点数をつけるのか。例えば、75点以上と、また下がると、この単位が違ってくるね、実際的に。ほいじゃ、そのいわゆる工事成績の評価点の平均点はだれがつけるのか。また、だれの援助をもらいながらつけるのかという点があります。この点で、どういうふうに認識しておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 評点につきましては、担当がつける部分と私が検査官としてつける部分、二通りございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 指摘はしておきますが、ここのところが実際的には、いわゆる業者からすれば調査の内容。今言われましたように、課長がつける場合と、しかしもう一方一般職員がつける場合もありますよということです。かなりの項目があるというふうに見ちよります。ただ、その項目を実際的に、基準点をつけるのは皆さん方なんですよ。そこに対する疑義、これが出やすい部分が実際的にはあると。それは、実際的に、自分の仕事振りを否定されるわけです。



から、自分の仕事、その工期内にやってきた仕事を評価されるわけですから、その根拠については県の段階であれ、地域の段階であれ、中身をきちっと知らせるという対象になる部分が、この工事成績点です。これが、いわゆる総合評価方式が客観的な部分であるようなで、ない部分もあるというふうにとらえちよるといような実態ですから、ぜひ客観性を明確にしていく必要があるというふうに思います。でないと、最初言ったように、一番がとりきになったら常に一番が取ってしまう制度です。それで、もう一步進めば、いわゆる一番と二番が取ってしまう制度です。三番目は、なかなか取れないという仕組みになっております。これは、今の状況下で実際的には非常に、いわゆる仕事、発注機会を狭め、企業間の格差をふやしていく。こういう点が大きいんだと、その点での認識を再度問いたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の御指摘のように、その検査官の検査のことにつきましてという話になりますと、非常に問題があると思います。検査官は、その町長から任命されて、公平公正、これこそ中立な立場でちゃっとした公平な目でもって検査をしておるということには疑いはありません。そうした中で、今の言われるような恣意的とか意図的とかいうふうな目で見るといようなことは全くありませんので、それが公平でないとかいうふうな話になってきますと、要するに検査の点数というものは客観性を持たないということになります。そのことは全くないわけでございまして、私たちはこのことについては全く客観的な目で見ると。それで、その数値化されたものが点数に反映されておるというふうに思っておるところでございます。それらを含めまして、今の総合評価方式の問題点があるとすれば、それは今から検討すると、冒頭で申し上げましたとおりでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 総合評価方式が品質管理と云々という格好の中で導入してきたということではありますが、周防大島町の指名競争における総合評価、いわゆる試行です。試行で、今2件があすの本会議に出ようとしておりますが、実際的にかなり問題があるし、早い時期に、いわゆる対策を練らなければ試行の段階であったとしても、実際的に県もかなりの見直しをかけているというふうに思いますが、その点の認識は持っておられますか。例えば、12月に出した県の資料に基づいて、皆さん方が持っておる認識。これをちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） この総合評価につきましては、国も県も今両方行っております。今、議員さんおっしゃいますように、この昨年来、何回も改正はしてきております。この4月から、かなり大幅な改正をしておりますが、私たちもそれを参考にしながら町の試行の中で、そ

れをやっていきながら、件数が2件ですので、今それが云々というのも難しい話ではありますが、そのような中で県のそういったことも参考にしながら考えていきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 県も既に、この方式の中の中身の改革として既に出ておりますよね。実際的に、いわゆる通知そのものが出ております。それはなぜかという格差が発生して、実際的な競争力が発揮しない。この方向性を、どうにか変えていくんだというのが、わかっちょるちゅう顔しんさんな、今議会ですから実際的には皆こっち映るわけですから、わかっちょるんなら早目の改革をするように求めておきたいというふうに思います。真の改革を求めておきたいというふうに思います。

引き続き、次の面に移ります。公契約条例の制定についてであります。実際的には、今までも条例がない中でもこっちは提起してきました。それで、最低制限価格の上積みやら、実際的にはやってこられました。そういう中で、今何で公契約の必要性があるんかと言えば、皆さん方は入札だけと思いがちかも知れませんが、実は、いわゆる委託にかかわる契約。今、今年度予算でも委託に関してかなり委託費、新年度予算でもかなり伸びを示しております。御承知のとおりです。実際的に、電子計算機費を除く委託もかなりの金額になっちょるというふうに思います。そういう中で、委託契約・指定管理の中で、実際的に、契約された相手方に対して、双方が社会的に責任を持つんじゃないかというのが、公契約の委託部分の実は中身なんです。例えば、指定管理であれ、実際的に嘱託であれ、いろんな委託関係が発生します。実は、その部分としては特に私が取り上げたのが、今回予算審議の中で取り上げた、いわゆる労働者の労働条件、いわゆる指定管理、委託、そういう中で実際的にきちっと、労働条件やそれが守られているのか、どうなのか質疑の中で聞きました。それで、実際的には条例をつかって双方を社会的に高めていく。これが、いわゆる公契約の、私は真髓があるというふうに考えちよります。この点で、先ほど実際的には、いわゆる入札制度、入札の中で一定の底上げをしてきた。これは、当然、私も言いましたし双方が一致点で実際的にはどうにか引き上げんと、実際入札参加しても利益そのものも発生せんし、労働者の賃金のカットにもつながるという立場で指摘してまいりました。例えば、清掃業務とか、そしてまたいろんな分野で委託部分ありますが、そういう部分の中で必要になってくるのが、公契約条例部分ではないかというふうに考えておりますが、先ほどその辺での認識部分について、実際的に社会的責任を負うという面で、どういう必要性認識を持っておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 今、議員さんのほうからありましたが、工事等につきましては、そういう形でやってきており、今質問の委託契約ですが、この委託契約につきましても、議員さ

んも御存じと思うんですが賛否両論あると思います。その中で、どういう形がいいのかということで、野田市でしたかね。野田市は条例制定をいたしましたけど、この県内では県を初め、19市町村、まだその制定をやったところもないというふうに思いますが、そういった中で今必要なか、必要でないかと言われれば、それは今からちょっと検討ということにはなってきますけど、なかなか難しい問題ではあるとは思いますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、近隣市町、県の動向等見ながらやっていきたいと思いますが、これにつきましては国、県が先にやるのが本当ではないかというふうに思いますけど、その辺で。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今言われたように、実際的な状況。例えば、ILOを批准していないという問題やら、それらは当然私のほうも実際見ております。それで、見た上で、いわゆる地方自治体であったとしても、その地方自治体が予算を執行して、その地域に一定程度波及していく。その中で、ある程度は社会的、双方が契約の中で社会的認識を高めていく。この1つの方法としてあるんだという点は、やっぱりきちっと中身を調査していただきたい。今の状況で言われるように、日本において、批准はしておりません。しかし、行政が一定程度成熟していく中で、社会的責任、双方が請い合う。いわゆる、契約において双方が請い合う。これは、成熟すればするほど必要性は高まっていくというふうに考えておるので、引き続き検討していただきたいというふうに思いますので、この点でも確認しちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 要するに、ダンピングのような安い価格で入札が行われ、落札し契約をすると、当然そのどこかにひずみが出てくる。それが、労働者にいくとか賃金とか、また例えば労働条件に悪影響を与えるという可能性は高いということは十分考えられます。そうした中で、先ほどからお話がありましたが、最低制限価格等で底上げしたと。そうしたときに、果たしてそれがちゃんと労働者の条件アップにつながっているのかどうかというふうなことだろうと思っておりますが、当然、先ほどのもう1つの委託契約につきましても、そういう委託契約の中で行われた契約の中身自体が本当に労働者、働く者にとってちゃんとした手当として、報酬としていっとなるかどうかということの確認を、そういう形でちゃんとしてフォローせということだろうと思っておりますが、非常にこちら側が契約の相手方に持って行って、さらにそこから、その事業者が行う事業ということになるわけでございますが、そこをちゃんとした形で確保できるというのは、なかなか難しい条件になっているとは思いますが、ただ先ほど契約監理課長のほうからも話がありましたように、そういうふうな動きが出ておる自治体もあるわけございまして、そこら辺が本当に効果のある運用ができるのかどうかということも含めまして検討させていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最後の項目に入ります。実は、早期退職が多いことについて、行政当局は自己都合ということで、いわゆる自分の都合による早期退職という見方をしておりますが、椎木町長の大事な大きな一つは、いわゆる労務管理においてやる気をそぐわないようなことをする手だて。これが大事な視点であるというふうに考えますが、その点で対応する労働組合といろんな協議をしながら進めてきておるといふふうに思いますが、実態として今の労働運動の経過の中で、実際的には職場の中での無力感が起こっているのは事実であろうかというふうに思います。あわせて、意味不明の公務員バッシング、これらが相まって実際的には、そういうところに逃避してしまう可能性があるというのが、今置かれている現状じゃないかと。それは周防大島町に席を置く職員の皆さん方にとっても、そういう状況があるんじゃないかと。ならば、いわゆるトップとして、そういういろんなものから職員自身を守っていく。それも大事な仕事の一つではないかと、やる気をそぐわないような施策を出していく。これも、町長の大事な仕事の一つではないかというふうに考えますが、その点でどうなのかという点で、椎木町長の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 職員を守り、そして職員にやる気を起こさせるというのが町長の仕事の一つであるというのは御指摘のとおりだと思います。そのことによって、早期退職をというようなことには、ちょっとつながっていないのではないかと考えておりますが、ただ先ほどから答弁申し上げましたように、一身上の都合の、その中身をちゃんとつまびらかにせえというようなことは言っておりませんので、ただそのことはいろいろな家庭の事情もあるのではないかとと思いますが、今御指摘のように職員が本当にやる気を出して、やる気を持って職務に精励するということのための動機づけを与えるのは私の重大な仕事だというふうに思って認識をいたしております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今年度予算にかかわって、機構の見直しが予算上あります。それで、調べてみますと、いわゆる町長が行政報告で言われた公民館費の見直し。この部分にかかわって予算書を見てみますと、実際的には公民館部分が1,800万円、いわゆる給料部分が減ると。そして、実際的にはそのことに対する補てんが、補てんといいますが、教育支所長をこれは金額的には減すんだろうということを言われたように、実際的には公民館費からそんだけ引いております。それで、実際的に、それを執行する議会に提案する前に行政報告。ただ行政報告ちゆうのは、大事な重みがありますから、行政報告で言われた内容で、それがいわゆる管理職の案件なのか労働者の労働条件の案件に入るのか。それは大きな開きがあります。組織機構を一気に変えてしまうという場合も、実際的には大きくあります。それらを具体的に、町長自身が行政報告

に上げる前に、職員の皆さん方の知恵を聞いたのか、例えば、調べてみますと、平成17年の合理化計画、皆さん方はいろんな行政改革計画ですか、平成17年当時実際的にはあります。しかし、私は労働条件に大きくかわる部分があるというふうに考えておるんです。それをすり合わせをせんと、突如として行政報告という形で今年度やっていくという報告を示されたら、その対応する職員はたまったもんじゃないわけですよ。行革の中にはあるというのは、文章上は見ておるとは思います。皆さん方、管理職も見ておるとは思います。じゃあ、実際的にそれでは、その方向に進むときは、その積み上げられた中身の集約。これをしていかんと、自分たちの仕事は一体何だったんかという形の中でやる気がなくなるし、実際的にはあきらめきれない部分がある、職員感情としてですね。それは、課長職さんもそうであろうし、一般職もそうであろうし、そういう中身が混在する部分が、職員と事前にすり合わせして行政報告としてされたのかどうなのか、確認をしておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 突如として行政報告というお話でございましたが、この組織機構改革等につきましては、庁内に行政改革推進本部会議という組織がございます。これは、部長さん方、特別職で構成しておるわけでございますが、その中でいろいろ協議しております。もちろん、この今回の平成23年度に向けての組織機構改革につきましても、この本部会議に図って協議しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 確かに、各部長さん方が入っておられる機構かもわかりません。じゃあ、実際的には、この間、合併後ずっとそういう機構が積み重なってきた中で、対応する皆さん方、そしてまた公民館の役割。その辺を職員といわゆる協議、すり合わせしながら議会上げていくこと、これが私はルールじゃないか思うんですよ。確かに皆さん方、行政改革の名前でたたき台をつくるかもわかりません、たたき台。それで、委員さんで認識として、ああこの方向がいいですね、言われるかもわかりません。しかし、実際的には、その声を移行するのなら、それまでにきちっと一般職員、課長さん方の勤務の内容や、そして役割。これは少なくとも、機構と離れたところで協議はすべきじゃないかというのが私の視点です。で、今回、行政報告された内容は、それが十分されていなかったんじゃないかと、現場でのすり合わせ、評価。そして、またこの間の積み上げたもの。そういう協議が、実際的には不十分な中で、いわゆる行政報告としてやられたんじゃないか。そういう積み重ねが、実際的には自分の職場における労働意欲の減退等につながっていくんじゃないか。やっぱり、職員を信頼すべきですよ。それで、職員を信頼して知恵をもらうべきですよ。その積み重ねがあって、初めて自分たちの置かれた町民に奉仕するという本来の仕事の内容。そのことが確保されるというふうに考えちよるわけです。じゃけ、

そのことが大事な職員の皆さん方の声を反映していくことになる。単純に提案だけではなしに、論議されたと言ったって、実際的にはそれが不十分であったら、1から議論する必要があるし、実際的には手当をせんにゃいけんというふうに考えちよります。その点で、そぐわんようにするための努力。これを最大限求めたいというふうに思いますが、その点で聞いておきたい。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 行政報告では、事細かく経過というものは説明しないというのは皆さん御存じのようです。今、公民館という話が出ましたので、その件について申し上げますと、公民館といえは教育委員会の管轄でございます。いわゆる今回の機構改革、組織改革については教育委員会内部で検討されてずっと来られたものです。で、教育委員会については、教育委員会組織の全体の年次計画をつくっております。それは、もちろん職員の内容を、いわゆる思いとか、いろんな協議の中でつくられてきた年次計画と思いますが、それに基づいて今回はそのような機構改革を、23年度から一部実施したということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、一般質問を通じて、職員の皆さん方からいろんな御意見をいただきました。そして、また提言もいただきました。そして、質問内容について、実際的には小さな問題ばかりじゃのという職員さんもおられました。それで、実際的に今回の中身は本当に町政の今後と民主主義にかかわる部分だということ認識していただきたいというふうに思います。誤った見方で、いろんな各種団体が、例えば選挙戦においても、町長がこうならということで、実際的には変動が起こったりする場合もあるんで、そうならんように最大限の公正公平・中立、これを維持していただくことを申し述べて、私の一般質問を終わります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....  
議長（荒川 政義君） 次に、19番、小田貞利議員。

議員（19番 小田 貞利君） 通告いたしました、ナルトビエイの被害対策について質問をいたします。

初めに、西日本新聞に掲載されたナルトビエイの記事を紹介します。

大分県北部の豊前海では、かつてアサリが大量にとれ、1985年漁獲量は日本一の2万7,000トンを誇ったことがあります。また、通称ヒメガイ、関東ではアオヤギと呼ばれているバカガイがたくさんとれたこともありました。その後、資源は減少し、アサリは1990年代後半に1,000トン未満まで減ってしまいました。大分県農林水産試験場では、減少した原因の解明、稚貝の生産、放流方法の研究などを行い、豊前海の漁協各支店でも県の補助を受けて、

親となるアサリを放流して母貝団地をつくり、資源の回復に勤めています。漁協は、2003年、親となるアサリを放流しましたが、2日後に全くいなくなりました。アサリをまいた場所に、見慣れない穴が多数あり、これを見た当時の漁協組合長は密漁ではないかと警察に届け出たそうです。しかし、その後も同様の被害が相次ぎ、ナルトビエイが犯人だとわかってきました。大分県でも被害が確認されたのはこれが最初です。翌04年、自治体と地元漁協による駆除が始まりました。ナルトビエイは、本来熱帯から亜熱帯にかけて生息します。ところが、被害は03年以降毎年確認されています。大分県沿岸には、水温が17度に達する5月ごろ来遊し、貝類を食べながら交尾をし、子を産み、再び水温が17度を下回る11月ごろに去って行くと考えられています。このため、ナルトビエイの駆除は毎年初夏から秋にかけて行われています。捕獲には、流し刺し網や固定式刺し網を使います。06年には、約41トン、6,000尾が駆除されました。しかし、これだけ駆除しながら、昨年夏バカガイがほぼ全滅するまで食べられてしまったのです。ナルトビエイの猛烈な食欲を思い知らされる結果でした。中津市の特産品でもあるバカガイは、06年市の沖合で約10年ぶりの大発生が確認されました。水産研究所は、7月の調査で多いところで1平方メートル当たり約400個、5キロを超える生息量を確認しました。8月上旬の資源量は、約3,700トンと推定され、久々のバカガイ漁解禁を期待したところですが、しかし、ほぼ同時期の8月のわずか1カ月足らずの間に、バカガイは急に姿を消してしまいました。多いところで、1平方メートル当たり3個まで減少したのです。この間、1週間から10日間隔で潜水調査をしました。食害にあった直後の海底は、ナルトビエイがバカガイをあさった後の凹凸が一面に広がっています。貝殻が散乱し、ふんや上下の歯の一部も見つかるなど、いかにバカガイを食べまくったか容易に想像できる状態でした。10年ぶりの解禁は夢と消えました。被害量は約3,600トン、金額にして約7億円と見積もられています。

これは、平成19年6月に掲載されたものですが、このようにナルトビエイの被害は十数年前から確認がされるようになりました。本町においても、同様に被害の報告はあったのですが、海中での被害のため、なかなか目立たず大きく取り上げられませんでした。しかし、ここ数年、岩ガキやタイラギが食べられている。たて網にかかった魚がほとんど食べられている。夏場は漁ができない等の苦情が頻繁に報告されるようになりました。

事前に配付してある、この2枚の写真を見ていただきたいと思います。この写真ですが、この写真は二十数年前から旧東和町の陸奥記念館沖で藻場等の調査をしている南西海区水産研究所の職員がとって、漁協のほうに持ってきていただいたものです。昨年の夏、秋口だったと思いますが、藻場調査をしているときに、今まで見たことのないような穴が、すごく広い範囲で広がっているから、多分これはナルトビエイのつくった穴だろうということでありました。ほぼ間違いのない状態であるということで、何とか対応を考えたらどうかということを持ってきていただきまし

た。この大きいほうは1つの穴です。すり鉢状、大体10センチから15センチぐらいの穴が、こちらのほうの写真、無数に広がっているというのが陸奥記念館沖の海底の現状であります。

近年、アサリ、トリガイ、アカガイ、タイラギ等の貝類の漁獲が激減しています。トリガイなどは、春先に発生が確認されても夏にはほとんどいなくなることもたびたびありました。これらのことも、ナルトビエイの食害が一因と考えられます。

今、大分の海で起こっていることが、本町の海でも起きています。被害額も、想像を絶するものと思われまます。早急な対策が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 私どもも、この質問の通告を受けまして、いろいろ調べてみましたが、ナルトビエイの被害がこの大島でもそんなに大きいということは、余り実態的に把握をしておりませんでした。

山口県の中では、宇部市と山陽小野田市で国の補助事業を使って実施をしているということは、いろいろ情報でありました。ここでは、ナルトビエイを捕獲した後に、肥料としてから肥料会社に持ち込んでおるといふようなこともありまして、私たちがこの今、そのときの写真を見せていただいたんですが、大体手の幅ですから2メートルぐらいあるような、大きなもので、そして今、議員さんおっしゃられましたように、こういうふうな流し刺し網っていうんですか。そういうようなもので、大々的に船の上が満杯になるといふような状況でして、こういうことが果たして大島でも今起こっているのかといふのは、全く済みません、認識が薄かったと思ひ反省しておりますが、こういう状況が大島のほうでもあれば、当然何らかの対策はしなければならないと思ひますし、そしてここ数年前からでございますが、アサリが大変大島の海域で出ておったものが、全く絶滅しておるといふことで、何度も合併前の各町から大変な放流ていうんですかね、貝をまいたり、いろいろやりましたが、結果的には貝堀の時期になると全くなくなっておるといふ状況でございました。そういうことが、このナルトビエイの食害だといふことになって、そこらが原因だといふことが明確になってくれば、ぜひとも早急に被害状況の調査と、それと水産事務所、漁協と協議をいたしまして、ぜひとも駆除が、この大島でそういうことができるものかどうか、対策は考えないといけないと思ひますし、ぜひとも一度にできるかどうかは、ちょっと難しいと思ひますが、モデル的にどこかピンポイントで少しやってみればと思ひしております。そういうことにつきまして、早急に関係の団体と協議をし、研究をしてまいりたいと思ひしております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 現在、山口県で藻場、干潟事業で、数年前は県の単独といふか、



国の事業等も使ってやっていたんですが、現在、山口県での事業は藻場、干潟事業で一部やっているにとどまっております。2008年に山陽小野田が国の有害生物漁業被害防止総合対策事業というので、1キロ当たり80円、ナルトビエイをとってきた者に補助を出しておるといような事業をやっていたそうです。こういう形でやれば、漁師さんも今現在はとれた魚を、とれたナルトビエイを駆除はしてもらっているんですが、なかなかエイだけのための操業というのが、なかなか難し状態ですが、こういう形でキロ当たり幾らかでも補助があれば、あいた時間を使って、刺し網等をやるといのは可能と思います。ぜひ、いろんな事業、町の単独ちゅうわけにはなかなかいかないとは思いますが、そういう調べていただきまして、一刻も早い対策を考えていただきたいと思います。どうか、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 丘では、イノシシやタヌキやカラスに大変な迷惑をこうむっておるわけでございますから、それに匹敵するような被害があるということであれば、当然、当面町の単独でもモデル的な事業としてやり、そしてまたそれらの資料をちゃんとそろえてから県とも協議を進めてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 多分、丘より相当被害が多いと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 以上で、小田議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 12時まで、あと10分ですが、いかがいたしましょうか。（「そのまま続けていきましょう」と呼ぶ者あり）

じゃあ、一般質問を続けます。

最後に、10番、尾元武議員。

議員（10番 尾元 武君） では、よろしく願いいたします。

質問の前に、また改めまして、このたびの東日本大震災で被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げるものであります。

そして、このたび通告させていただきました一般質問に当たりまして、質問の締め切り後の震災でございました。私の思いの中には、チャリティーイベントとしての展開というものを秘めております。そういった中で一般質問としてお酌み取りいただければと存じます。よろしく願いいたします。

生涯創出した作品は4,000曲を超えるとされる星野先生の作品であります。その中で、代表作「365歩のマーチ」は、まさに人生の応援歌であります。このたびのような被災地の復

興には、大きく勇気づけ、元気の出る応援歌ではないでしょうか。それと同時に、御本人のふるさと周防大島町への応援歌であると私自身受けとめておるところであります。「愛されていることを忘れないで」と、去る2月13日、東和総合センターで厳粛かつおごそかに行われました、星野先生のお別れ会のサブタイトルであります。そのとき、ふるさとメッセージと題しての上映されましたVTRの中で、御本人からの一言であります。遺言とも受けとめられるような、ふるさと周防大島町への最後のメッセージであったと私自身認識したところあります。町の発展のためにも、偉業をなされた先生のふるさとが、この周防大島町であることを私たちは忘れてはならないし、また忘れさせてもならないと思うところあります。

そこで、全国にその名のとどろく周防大島町名誉町民であらせられました、故星野哲郎先生の御功績をたたえ、また星野演歌に町民とともに触れ合うイベントを内外に発信し、にぎわいの創出の一環として継続的に企画してみたいかなものかと思うわけであります。

町長が行政報告で言われていましたように、先生のその功績を永遠にたたえるスタートの年としていただければと存ずるところであります。

続きまして、住宅リフォーム資金に対する助成事業に対するの質問であります。

居住環境の改善と地元経済の対策の一環として、このたびの住宅リフォーム資金助成制度は、地域の建築関係業界にとってまことにありがたい制度であります。まさに、一助の光が差し込んだ気がするところあります。対象額の10%で上限を10万円とするところの制度であります。より一層の地元経済の発展のために、助成金額の一部を地元商品券、または温泉入浴券等に対応するというのはいかがなものでしょうか。地元消費という面で経済効果も上がり、税収につながるものと考えるところあります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの星野先生の功績をたたえイベント企画をとということにつきましてお答えをしたいと思います。星野先生は御承知のとおり、昨年11月15日に御逝去されました。星野哲郎記念館では、翌16日から記帳所を開設し、12月末までの期間中、2,850名の方から記帳・メッセージをいただきました。

また、2月13日、星野先生のお人柄と功績を偲んで開催いたしました「お別れ会」には、関係者を初め、遠方からもたくさんの方に来ていただきまして、先生の偉大さ、人望の厚さというものを改めて認識をしたところでございます。

尾元議員さんの言われた「愛されていることを忘れないで」というVTRの中でのこの一言は、私どもも非常に感銘を受けたところあります。この言葉は、スカラシップ制定の際に先生が若者たちに贈ったメッセージでもあります。先生は、ふるさとをこよなく愛されました。先生がも

たらした偉業と功績は計り知れないものがあります。

星野哲郎記念館は、先生のふるさと大島への熱い思いと功績にこたえ、先生の歌の原点を大切にした施設であり、日本の、そして周防大島の宝である先生の長年にわたる音楽活動を顕彰し、後世に語り継ぐことを目的としております。

さて、「星野演歌に町民とともに触れ合えるイベントの企画を」という御提案でございますが、記念館では、この3月8日までの約2カ月間、星野哲郎追悼特別企画と銘打ちまして、スカラシップの3年間の活動と過去の受賞を振り返る企画展を開催したところであります。また、地元地区では、ファン、愛好者によりますカラオケ大会も行われているようでございます。記念館の企画展は年2回、先生の事務所と協議を重ねながら、毎回趣向を凝らし企画・実施をしているところでありまして、何々大会といったようなイベントとはちょっと趣を異にしているということでございまして、地道ではありますが、先生の功績を末永く後世に伝える一つの方法として、先生の事務所や、また先生と非常に関係の深い音楽関係の皆様方とずっと検討協議を重ねて、今のスタイルを継続しようということになったものでございます。したがって、節目、節目には、御提案のようなイベントも検討する余地はあろうかとは思いますが、いずれにいたしましても基本的には記念館を発信基地として、星野先生の足跡をたどりながら、故郷への思いと功績、打ち立てられました金字塔を振り返ると同時に、星野先生の意思をふるさとの若者に伝えることが私たちの使命だと考えておるところでございます。

次に、住宅リフォーム資金助成事業についての御質問でございますが、住宅リフォーム助成事業は、地域経済の活性化及び町民の住環境の向上を図るため、町内に住所を有し、みずから居住している住宅を町内の施工業者を利用して改修工事を行う場合に、その経費を一部助成するものであります。

現在、この住宅リフォーム助成事業を実施している自治体は、全国で175自治体と聞いております。さらに広がりも見せておるようでございます。県内でも、平成21年度に山陽小野田市、平成22年度には引き続き山陽小野田市と宇部市、萩市、防府市が実施しており、平成23年度には新たに本町を含め3市2町が導入を予定しております。

事業内容につきましては、既にお配りいたしました要綱にございますとおり、助成金額は10万円以上のリフォームにつきましては10%に相当する金額で上限を10万円とし、また体験型民泊修学旅行の受け入れ家庭については、工事費に応じて5万円を限度に加算をいたします。

町民の皆様が、町内の業者を利用して住宅リフォームを行うことは、地元経済への波及効果も非常に大きく、また雇用の創出など多くの成果を生み出すことに期待をしておるものでございます。

助成金額の一部を地元商品券、温泉入浴券などで発行したらどうかという御質問でございます

が、これも多くの業界にそのような、経済効果をもたらすということは可能性としてはあるわけですが、今のところ町としては住宅改修のインセンティブ、すなわち動機づけ、報奨金とか奨励金の意味合いから、より効果が期待されるであろう現金での給付を考えております。しかしながら、今後この制度を利用された方々の御意見もお聞きしながら、これから実施後にまた検討させていただけたらと思っております。

議長（荒川 政義君） 尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） 星野先生に関してであります。実際に星野先生の御功績に対して記念館のほうで、いろいろ企画を凝らして展開しているという趣は違えどという形でお示しをいただいております。私が、この質問をさせていただき気持ちになりましたところが、やはり昨年御逝去をされての1年目であると。大きな節目の年、ある意味大きな節であります。そういったときを大切に、なおかつまた周防大島町の御出身の星野先生であることが、私もなかなか県外、または出たときに、なかなか御存じないの方が多かったという経緯もございました。そういった中で、やっぱりまちづくりには色があると思います。特色、それを私はよく色というふうに表現するわけですが、やはり若者向けの体験型民泊修学旅行、非常に私もいいことと思っております。また、大島は高齢者が多い。そういった中で、演歌という世界は高齢者向きであります。で、一部の愛好者の中で受け継がれているという御答弁もありましたけど、少なからず周防大島町、せっかく4町がひとつになりました中に、全体で先生の歌を歌う中に、そうして今は本当にひんしゆくを買うような話になるかもしれませんが、そういった形を通してのチャリティー、義援、そういった形の展開がなされるというのは、どうだろうかという発想を持っておりました。

そういったところで、それを町が主体でやるべきであろうかと。おそらく、そういった声も上がるんじゃないかなとも思いましたが、実際にそういったところにあえてまた町のほうからも声が上がってやってみるといっても、ある意味価値があることじゃないかな。記念館自体が町のほうで、行政のほうで建設、またはたたえる中に存続させていっているという面があったもので、そういった提案をさせてもらったところであります。

ちなみに、私も内外に発信というところで1つ質問させていただき中に、入館の状況ですね。現在の星野記念館の、まあ、亡くなられたときには、いろいろと先ほど2,850名ですか。そういった記帳・メッセージをいただいたときには、それなりの入館者が多かったことと思っておりますけど、ちなみに平均的なところで完成後、ざっとで結構です。上向きなのか、平行線なのか、はたまた下向きなのか、その辺のところを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 入館料の推移について御質問がございましたのでお答えしたいと思います。

入館者数につきましては、年々下がっております。19年度につきましては、7月の開館ということでございましたけども6万1,316、20年度が3万6,516、21年度が2万6,281、この2万6,000というのは、当初設立したときの入館者の見込み数でございます。22年度につきましては、見込みではございますが、2万1,100程度になるのではなかろうかというふうに思っております。ただ、この入館者数の減も、いろいろな記念館の設備、映像関係の充実ということで、こういう人数で何とかおさまっておるのではなかろうかというように考えております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） やっぱり、内容の更新ということに対しましても費用がかかるところであります。今、先般もたしかVTR等々で予算組みなされたことと思えますけど、やはり費用対効果という面で今一度その辺もしっかりと、入館者が少なからず平行、もしくはちょっと右肩上がりぐらいになるような企画運営はないかなというところを感じるところであります。そういった中に、やはりしっかりと発信していく。そういった部分が、ある意味大切なんじゃないだろうか。PR効果というものは、必ずや何らかの形で結果を生むものと確信するところであります。そういった中に、これまた本当に今、今こういった私の発言はひんしゅくを買うことかもしれない。でも、2年、3年、これから被災地に対して義援金、または物資を支援するというのは、おそらく続くであろう。そういった中に、星野先生のふるさとから「愛することを忘れないで」「兄弟船に乗って」と、そういった形で周防大島町という形で、例えば名前を売っていく。そこに、記念館がありますとか、そういった形の何かのロゴづけ、統一されたものを持つての支援というの、将来的には併用した形でPRしていくのはどうだろうかというのは、ちょっと思っております。そういった形で、何らかのアイデアを持ってしっかり望む中に、今後の展開をし、少なからず平行線、当初の見込み以上に入館者が許される形での展開を何とか切に望むところであります。

そういった中で、何とか私も節目、節目には、そういった形も考えられるのではなかろうかという御答弁をいただいたところではあります。今はこういった御時世ですので、しっかりこのたびもまた特別予算として、特別に500万円の義援金を送るというような、そういった時期でもあります。厳しいところかもしれませんが、しっかりそういったところ、星野先生をしっかりと周防大島の色として、特色としてまちづくりの展開に頑張っていたいただければと思うところであります。

また、リフォームに関しまして、このたびは本当に動機づけの方向というのを主体にということと御答弁いただきました。私も、このたび上程された内容に対しての質問事項でありますので、

もちろん基本的な要綱等もございました。そういった中のことが変更になるとは思いませんでしたけど、やはり全体の将来の税収につながるという形でやりながら、本当に、御答弁いただいたように、いろんな御意見を集約する中に、思いとしては、ぜひともこれは継続事業として展開していただきたいところでもありますし、これからのスタートであります。しっかり町の建設業者も勇気づけられ、また活気あるまちづくりの一環となることは間違いのない事業であると思いますので、その旨、よろしく、しっかりと動向を見ての次の展開という部分を期待するところであります。

最後に1つだけ質問です。この、住宅リフォームに関する助成事業1,000万円だったと記憶しておりますが、人気絶頂の中足りなくなった部分、そういったときに補正等々を、そういった部分に関してはどういった思いをお持ちなのか。その部分をお尋ねしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 星野先生の記念館の件と、もう1つは先生を顕彰するために、ぜひともそういういろいろな場面で活用してはいかがかということでございまして、先ほどちょっとおっしゃられましたような、そのロゴ、またはキャッチコピーというようなことをつくって、またそれを少しでも集客の手だてにするということは、非常に大事なことだと思っておりますので考えてみたいと思っております。

今の住宅リフォームの助成につきましては、現金がいいというのは非常に現実的な話でございまして、ちょっとどうかという御意見もあるんじゃないかとは思いましたが、キャッシュがいただけるのならというふうな動機づけとすれば一番いいのではないかとということで、今のところそういうことにいたしております。

それで、今のところ要綱は3年間という要綱をつくっておりますので、そしてこの事業が始まりまして、まだ皆さんからそういう制度を利用した方々の御意見として、また地域の商品券等と同じような効果があるもんかどうかなというふうなことも、またいろいろ御意見を賜ってみたいと思っておりますのでございます。

今、1,000万円ほど当初予算に計上させていただいておりますが、明日、御議決をいただきまして、また4月からその事業がスタートするわけでございますが、まだどのぐらいの御要望があるかわかりません。それで、例えば数カ月で使い切るほどの御要望があれば効果とすれば非常に大きいものであるということなんでしょうけど、反対に言えば、どこまでも延々と補正予算を組み続けられるかどうかということもございまして。

それと、もう1点は、例えば年度末が近くなって上限が切れてしまえば、翌年度に回していただけないかというようなことになるかもしれませんが、今ここで幾らになりましても補正は出しましょうということは申し上げにくいと思いますが、それらにつきましても新年度からの状況

を見ながら進めていきたいと思いますが、当面1,000万円超えたから、もう後は全然という、それから後は補正を組みませんよということは考えておりませんので、もう少し状況を見させていたきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） 今からスタートする内容につきましても、本当先走ったような質問で大変失礼をしたところではありますが、ぜひとも本町の地元業者、本当に、今冷え切っておるところがあります。私は、少なからず窓口で選択、商品券一部いかがですかとか、入浴券もありますとか、そういった形で選択になるというのもいかがなものかぐらいの思いも持っておったところではありますが、ぜひとも進んでいく中、事業を展開していく中に、ぜひとも町民、または商工会等々の声も重要視していただいて、今後の展開を望みたいところがあります。

以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で尾元議員の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は、あす3月24日木曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（木元 真琴君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時11分散会